

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県知事

## 公表日

令和2年7月31日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉法による入院措置、手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として診察、入院措置、費用の徴収、退院時等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務等を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】①診察に関する事務②入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務③費用の徴収に関する事務④退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務⑤仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑥精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦精神障害者保健福祉手帳に係る県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務⑨精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務⑩精神障害者保健福祉手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑪精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉台帳管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番14 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番22 第15条 項番23 第16条 項番24 第17条 項番25 第18条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番10 第9条第1号ハ 項番14 第11条第1号ハ 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号チ、第5号、第6号ヘ、第8号子 項番27 第20条第2号ロ 項番28 第21条第1号ロ、第2号ロ、第3号 項番31 第22条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号、第11号 項番54 第28条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号 項番55 第29条第2号 項番56-2 第30条第5号 項番57 第31条第4号ロ 項番79 第42条第2号 項番85-2 第43条の4第1号ロ、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号ハ、第3号ロ 項番108 第55条第1号チ、第5号ホ、第9号ハ 項番116 第59条の2第1号チ、第2号、第3号、第4号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
秋田市	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部障害福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1331

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 5②所属長	障害福祉課長 柳澤由夫	課長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	I 3②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令 項番22 第15条 項番23 第16条 項番24 第17条 項番25 第18条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令 項番10 第9条第1号ハ、第4号ハ 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、 第4号チ、第5号、第6号ヘ、第8号チ 項番27 第20条第2号口 項番28 第21条第1号口、第2号口、第 3号 項番31 第22条第1号口、第2号、第3 号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号、第11 号 項番54 第28条第1号口、第2号、第3 号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号 項番55 第29条第2号 項番56-2 第30条第5号 項番57 第31条第4号口 項番79 第42条第2号 項番85-2 第43条の4第1号口、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号ハ、 第3号口 項番108 第55条第1号チ、第5号口、 第6号ホ、第11号ニ 項番116 第59条の2第1号チ、第2号、 第3号、第4号、第5号	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令 項番22 第15条 項番23 第16条 項番24 第17条 項番25 第18条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令 項番10 第9条第1号ハ 項番14 第11条第1号ハ 項番16 第12条第1号ト、第2号ヘ、 第4号チ、第5号、第6号ヘ、第8号チ 項番27 第20条第2号口 項番28 第21条第1号口、第2号口、第 3号 項番31 第22条第1号口、第2号、第3 号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号、第11 号 項番54 第28条第1号口、第2号、第3 号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号、第10号 項番55 第29条第2号 項番56-2 第30条第5号 項番57 第31条第4号口 項番79 第42条第2号 項番85-2 第43条の4第1号口、第2号 項番106 第53条第1号ハ、第2号ハ、 第3号口 項番108 第55条第1号チ、第5号ホ、 第9号ハ 項番116 第59条の2第1号チ、第2号、 第3号、第4号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)